

政策目的随意契約に関する結果の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、次の通り随意契約の方法による契約を締結したので、埼玉県財務規則(昭和39年3月31日規則第18号)第102条の3第3項の規定に基づき公表します。

令和元年 9月 10日

埼玉県知事 大野 元裕

1 契約の相手方の名称及び住所／委託を行う事業所名	2 契約の目的	3(1) 契約の履行方法	3(2) 履行期間	3(3) 履行場所	4 契約締結日
公益社団法人 坂戸市シルバー人材センター 坂戸市大字石井2327番地5	浄化槽適正管理訪問啓発業務	契約書及び仕様書による	契約締結日から 令和2年2月28日まで	坂戸市内	令和元年9月10日

5 契約金額

① 訪問啓発対象者が在宅の場合

350円(取引に係る消費税及び地方消費税を除く)

② 訪問啓発対象者が不在の場合

250円(取引に係る消費税及び地方消費税を除く)

③ 訪問結果入力

50円(取引に係る消費税及び地方消費税を除く)

6 契約の相手方を選定した理由

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に定めるシルバー人材センターとして総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者のうち坂戸市内に所在する団体で、埼玉県財務規則(昭和39年3月31日規則第18号)第103条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で有効な見積書を提出し、業務遂行能力を有すると認められたものであるため。